

審 議 結 果 速 報

(令和 7 年10月 8 日)

陳 情 7 年 福 祉 保 健 第 16 号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和 7 年 9 月定例会

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
7年－16 (R7.8.29)	福 祉 保 健	保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を 求める陳情	不 採 択 (R7.10.8)
▶陳情事項 国に対して「保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書」を提出すること。			

▶所管委員長報告（R7.10.8 本会議）会議録暫定版

本制度は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等職員を対象とし、職員の待遇改善により職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的とした退職手当支給制度であります。同制度による退職手当支給に要する経費について、国及び都道府県が3分の1ずつ公費助成を行っているものです。

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等職員のみ対象として公費助成する本制度の在り方については、福祉サービスの担い手として多様な経営主体が参入し社会福祉事業の供給のあり方が変化する中で社会福祉法人と他の経営主体との公平性の観点や、保育人材確保の状況等も踏まえて、国の審議会において引き続き検討が進められているところです。

保育人材の確保や待遇改善への効果のほか、社会福祉法人以外の経営主体との公平性の観点等も十分に考慮しつつ、我が国における福祉分野での公費助成の在り方の問題として、国の検討状況を注視すべきであり、県議会から国に対し、意見書を提出するには及ばないという意見があり、本件陳情は「不採択」とすべきものと決定いたしました。

▶陳情理由

今日、子育て支援の強化が叫ばれているが、その担い手となる保育士の確保が非常に困難になっている。保育士不足は全国的に深刻であり、その処遇の改善が急務となっている。

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の処遇改善を通じて、保育士等の職員の身分の安定を図り、それにより社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。現在、同制度における保育所等の退職手当金支給財源の負担割合は、3分の2が公費助成、3分の1が社会福祉法人の負担とされているが、公費助成の在り方については、令和7年度予算案において公費助成を継続しつつ、さらなる検討を加え、令和8年度までに改めて結論を出すこととされている。

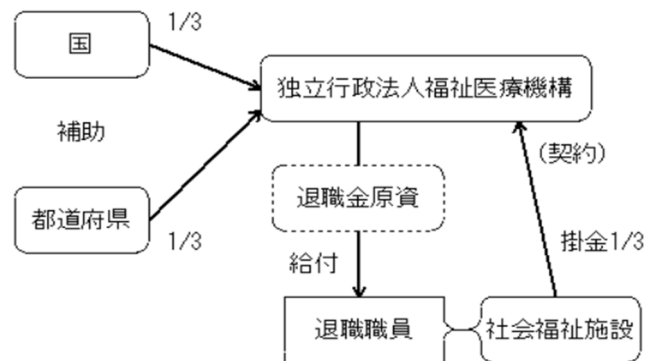
国においても、こども・子育て支援加速化プランなどにおいて、保育士等の処遇改善が進められている。今後、多くの保育所等の経営主体である社会福祉法人が、安定的に良質な保育を提供していくためには、公費助成は不可欠である。

ついては、貴議会より、国に対して「保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書」を提出していただけるよう陳情する。

【現 状】

- 1 社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等職員を対象とし、職員の待遇改善により職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的とした退職手当支給制度で、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき独立行政法人福祉医療機構が実施している。
- 2 昭和36年の当該制度創設当時、社会福祉事業の一翼を担う民間社会福祉施設は待遇面で公立施設と格差があり、必要な職員や資質の高い職員の定着が図られないという実情があった。この改善を図るため、退職手当支給に要する経費の2／3を国や都道府県が公費助成し、残りの1／3は共済契約者である社会福祉法人が負担（職員本人の負担なし）する制度としてスタート。
その後、これまでの間に公費助成や給付水準のあり方などが見直されてきた。
- 3 公費助成の在り方については、福祉制度が平成12年度から措置制度から契約制度へと移行し、多様な経営主体が参入して社会福祉事業の供給のあり方が変容する中、社会福祉法人と他の経営主体とのイコールフットィング（サービスの供給において競争相手が対等な条件でビジネスが行えるよう、基盤やルールを同一に揃えること）の観点から国の審議会において検討が進められ、平成18年に高齢者関係の施設・事業所について、平成28年に障害者総合支援法等に関する施設・事業について見直しが行われ、公費助成が廃止された。

<参考1：社会福祉施設職員等退職手当共済制度の概要>



実施主体	独立行政法人福祉医療機構
対象となる施設・事業	社会福祉法人が経営する①社会福祉施設等、②特定介護保険施設等（注1）、③申出施設等（公費助成対象は①及び②の一部）（注2）
財政方式	当該年度の退職手当金の支給財源を同年度で賄う賦課方式
支給財源（掛金R6年度）	公費助成対象（国1/3、県1/3、経営者1/3）年掛金45,500円/人 上記以外（経営者3/3）年掛金136,500円/人
契約者数（R6年度）	17,016件
被共済職員数（R6年度）	881,543人
支給者数（R6年度）	82,428人
支給総額（R6年度）	140,555,990千円
支給平均（R6年度）	1,706千円

＜参考 2：公費助成対象施設＞

区分	社会福祉施設等（公費助成対象施設）	特定介護保険施設等（公費助成一部対象施設）
生活保護	救護施設、更正施設、授産施設、宿所提供施設	－
児童福祉	乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園等	障害児入所施設、障害児通所施設
老人福祉	養護老人ホーム、軽費老人ホーム	特別養護老人ホーム、老人デイサービス、老人短期入所施設等
その他	視聴覚障害者情報提供施設、女性自立支援施設、社会事業授産施設等	－
特定社会福祉事業	児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育所等	－

注 1：特定介護保険施設等（上記及び障害者総合支援法に規定された多くの事業）は、制度改正前から継続して従事する職員などの一部が公費助成対象

注 2：申出施設等は、社会福祉施設等及び特定介護保険施設等以外の施設で、医療保護施設、助産施設、公私連携型保育所、有料老人ホームなど

- 4 保育所等については、平成29年度までに結論を得る方向で検討が進められたが、平成29年度に公表された子育て安心プランにより令和 2 年度までに結論を得ることと改められたところであるが、令和 2 年に公表された新子育て安心プランにより結論は令和 6 年度に得ることとされ、さらには、他の経営主体の参入が大きく進んでいない状況（他の経営主体とのイコールフットィングの観点）や令和 5 年度に公表された「こども未来戦略」に基づく保育人材確保の状況等を踏まえて更に検討を加え、令和 8 年度までに改めて結論を得ることとされたところ。

＜参考 3：各福祉制度の運営主体の割合＞

		公営割合	社会福祉法人割合	株式会社・NPO等 割合	資料出所
保育	令和 4 年	25.5%	53.3%	21.2%	社会福祉施設等調査
介護	公費助成廃止時（平成18年）	2.1%	31.7%	66.2%	介護サービス施設・事業所調査
障害	公費助成廃止時（平成28年）	1.9%	33.7%	64.4%	社会福祉施設等調査

出典：2025年 3 月 4 日第 9 回子ども・子育て支援等分科会資料

【県の取組状況】

- 1 本県は、社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条に基づき、社会福祉施設職員等退職手当制度による退職手当支給に要する経費の 1／3 を独立行政法人福祉医療機構へ補助している。

＜参考 4：独立行政法人福祉医療機構への補助金支給状況＞

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
県補助額（1／3）	166,960 千円	184,156 千円	185,157 千円

＜参考 5：本県における制度への加入及び退職手当支給状況＞

区 分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
退職手当支給人員	() は全国	520 人 (81,888 人)	542 人 (82,536 人)	554 人 (82,428 人)
退職手当支給額	全国	123,555,750 千円	129,739,538 千円	140,555,990 千円
	鳥取県	1,076,981 千円	1,165,544 千円	1,269,469 千円
4 月 1 日現在の社会福祉施設等職員数 (鳥取県)		3,847 人	3,776 人	3,652 人

＜参考 6：令和 6 年度本県が公費助成した社会福祉施設等職員数の内訳＞

施設種類区分	保護施設	児童福祉施設	老人福祉施設	その他の社会福祉施設	特定社会福祉事業	特定介護保険施設		計
						介護保険施設等	障害者支援施設等	
施設・事業数	2	85	22	1	6	160	110	386
社会福祉施設等職員数	48 人	2,017 人	204 人	12 人	25 人	717 人	629 人	3,652 人

※参考法令等

○社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）

（国の補助）

第18条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（次に掲げる者に限る。）に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

一 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるもの（次号に掲げる者を除く。）

二 児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた障害児入所施設の業務（同法第二十七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられている児童に係るものに限る。）に従事することを要する者として政令で定めるもの

第19条 都道府県は、毎年度、当該都道府県の予算の範囲内において、機構に対し、補助金算定対象額の一部を補助することができる。

○社会福祉施設職員退職手当共済法の施行について（昭和三十六年八月七日 発社第二四五号 各都道府県知事あて厚生事務次官通達）

第六 国及び都道府県の補助に関する事項

一 略

二 都道府県は、退職手当金の支給に要する費用の一部を振興会に対し補助することができることとされており、その補助率については国と同率の三分の一が予定されているものであるが、この制度の円滑な運営が確保されることは、ひいては都道府県における社会福祉事業の振興に寄与するものと考えられるので、これが実行の確保について十分配慮されたいこと。

なお、この件に関する都道府県における所要財源の確保の措置については、自治省と協議済みであること。

